

<別紙>

新ごみ焼却施設更新事業環境影響評価書に対する福島県環境影響評価条例（平成10年12月22日福島県条例第64号）第22条の2第1項の意見

1 総括的事項

- (1) 本事業計画は、会津若松市神指町の阿賀川東岸に位置するごみ焼却施設の更新を企画するもので、会津若松地方の1市7町2村の住民生活のための既存廃棄物処理施設が稼働開始から長年が経過し老朽化が進んだため、同じ敷地内において建て替える計画の一部として、旧し尿処理施設を撤去した跡地にエネルギー回収推進設備を含む焼却能力1日当たり220トン規模の新ごみ焼却施設を整備しようとするものであるが、周辺等の生活環境及び自然環境へ相当の影響を及ぼす可能性があることから、最新の環境対策や施工方法を積極的に採用するなど、当該事業の実施による環境影響を確実に最大限回避及び低減すること。

また、本計画施設は長期間にわたって使用されることが想定されていることから、供用中は適切な維持管理、設備更新等を行うことにより、経時劣化による環境影響の増加がないようにすること。

- (2) 本事業計画については、従来のし尿処理施設を廃止撤去した後に新ごみ焼却施設を設置する計画となっているが、新リサイクルセンターなど関連する施設整備計画を含めて旧施設の撤去計画やその基礎構造等を含む計画施設の構造設計等の具体的内容がまだ全く明らかになっていないため、今後、構造設計図から工事工程などを含めて検討を詳細に進めて、その結果を環境影響評価書（以下「評価書」という。）の記載に追加または事後調査報告書に記載するとともに公表すること。

- (3) 本事業計画の実施に当たっては、その計画内容や想定される環境影響等について、周辺地域住民等に丁寧に説明及び周知し、必要に応じて専門家の助言を受ける等して、その事業実施について十分な理解を得るとともに、評価書に記載しているもの及び本意見等を受けて追加する環境保全措置を確実に実施し、その経過や結果を事業者のホームページにおいても公表するなど、積極的な情報公開に努めること。

なお、事後調査が十全なものとなるよう、その計画を再検討して、その結果を評価書の記載に具体的に追加すること。

- (4) 今後、本事業計画の内容を変更する必要が生じ、当該変更により環境への負荷が増大するおそれがある場合には、事前に環境への影響を予測及び評価した上で、必要な環境保全措置を追加すること。

なお、計画施設の工事中又は稼働中に、現段階では予測し得ない環境への影響が生じ

た場合にも、相当の環境保全措置を追加すること。

また、事業実施まで長期間を要する場合には、対象事業実施区域及びその周辺の社会環境、生活環境、自然環境等の変化の状況を踏まえ、適切に計画を再検討すること。

2 大気質、騒音、振動及び低周波音について

本事業計画の実施に当たっては、相当規模の土地の形質の変更等が想定され、また、対象事業実施区域に近接して複数の住宅があることから、工所用資材の搬出入、土地造成工事による場合等を含めて、発生する窒素酸化物、粉じん、騒音、振動、低周波音等については、関係地域住民等の生活に影響が及ぶことのないように、事前に工所用車両、建設機械等の効率的な運用計画を含めて十全な対策を策定して着手すること。

3 悪臭について

本事業計画は、一連の廃棄物処理施設等の更新の中に位置付けられたごみ焼却施設の新設を計画しているものであり、対象事業実施区域に近接する住宅も存在していることから、計画施設等の稼働中、悪臭による影響が懸念されるため、その影響が周辺地域住民の生活等に及ぶことのないように確実に対策を実施すること。

4 土壌・水環境について

対象事業実施区域は、長年廃棄物処理施設の一部として使用されて来た経過があることから、廃棄物の埋蔵を含む土壌の汚染とこれに起因する地下水の汚染が残存している可能性があるため、本事業計画の実施に伴い旧施設が撤去した後、当該土地に廃棄物の埋蔵、土壌や地下水の汚染がないかどうかを確実に確認すること。

なお、計画施設から処理水が発生しない根拠について、物質収支も含めて評価書の記載に具体的に追加すること。

また、計画施設の稼働中、処理水が流出した場合も想定して、生物応答を利用した水環境リスク評価が有用であることを踏まえ、排水管理手法についての検討を追加すること。

5 動植物・生態系について

本事業計画の推進に当たっては、対象事業実施区域に近接して阿賀川の清流が存在することから、野生生物の生息や生態系保全に最大限配慮すること。

なお、野生生物の重要な種及び注目すべき生息地、生態系の注目される生物種または生物群集の確認状況は、対象事業実施区域内で少ないことを明らかにするためにも、分布図を評価書の記載に追加すること。

6 景観について

本事業計画の実施に当たっては、周辺環境に調和した施設が完成するよう、各工程段階毎に建築物等の外観を確認し、必要に応じて計画施設の意匠の見直しをすること。

7 人と自然との触れ合いの活動の場について

本事業計画の実施に当たっては、対象事業実施区域及びその周辺に隣接する阿賀川とその河畔は、散策や魚釣り等の活動の場として関係地域において重要な人と自然との触れ合いの活動の場となっていると考えられるため、影響を及ぼすことのないよう十分な

配慮を加えること。

8 廃棄物について

本事業計画の実施に当たっては、工事作業により発生する廃棄物は確実に適正に処理すること。

9 その他

- (1) 対象事業実施区域及びその周辺は、現在道路事情が良くないため、資材の運搬等のために道路を使用するに当たり、交通安全対策を十全にすること。
- (2) 計画施設の稼働中の維持及び安全管理、計画供用期間終了後の廃止、環境回復措置等については、将来の対象事業実施区域周辺に影響が及ぶことのないようにすること。
- (3) 本事業計画の推進に当たっては、本知事意見の内容を尊重するとともに、必要に応じて関係機関と協議すること。

以上